平成３０年（フ）第１３６３号
大阪市生野区勝山南４丁目４番18号、住民票上の住所大阪市天王寺区小宮町５番１―305号
債務者　渡邉きぬゑ
法定代理人成年後見人　豊芦　　弘
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４１４号
大阪府豊中市寺内１丁目10番22―103号
債務者　冨田　千絵
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５０３号
大阪府東大阪市中小阪５丁目19番６号
債務者　井田　昌宏
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６１０号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目12番２号　タイガースマンション　210号
債務者　谷川　元伸
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６６０号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号　アネックス木の国　701号
債務者　羽柴あゆみ
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７２１号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目25番30号
債務者　川崎　隆子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７２３号
大阪市此花区高見３丁目１番31号　ジュンズ高見　201号
債務者　藤高　秀嗣
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８００号
大阪府高槻市大塚町１丁目１番11号　はっぴーらいふ高槻大塚
債務者　松本　孝夫
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８１７号
大阪市生野区鶴橋２丁目12番３号
債務者　堀之内良信
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８３１号
大阪府高槻市春日町９番20号　201号
債務者　富永　裕子（旧姓半澤）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８３９号
大阪府豊中市北桜塚４丁目12番６号　202号
債務者　小倉　宝恵（旧姓土田）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５号
香川県高松市屋島西町1403番地　公住１―604
債務者　岡本　将典
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８７号
香川県高松市屋島東町1430番地１　フェリス屋島Ⅱ102
債務者　吉本由美子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第９９号
香川県高松市三条町224番地６
債務者　兒玉美代子（旧姓大倉）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２７号
福岡県大牟田市大字岬2850番地８
債務者　龍　　敏
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第８８号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1592番地８　ワンズホーム201号
債務者　岡　　明美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
大分県日田市田島２丁目11番３号　第２清風荘３号
債務者　眞田　健一
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　大分地方裁判所日田支部